

庁舎のあり方について

「本庁舎が有すべき機能についての基本的な考え方」を以下のとおり整理しました。

1 立地について

現在地とすることが適当と考えます。

(理由)

- ▶ 十分な面積を有すること
- ▶ 地方自治法第4条の規定との整合性が図られること
(駐車場だけあればどこに作ってもいいというわけではない)
- ▶ 他に候補とできる土地がないこと
(1万平方メートル級の広い市有地は他にない)
- ▶ 現在地は行政運営のみならず文化振興・市民交流の拠点として機能させられること

【参考】地方自治法第4条第2項

前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

2 建物配置について

現本庁舎東側の旧市民会館跡地6,500㎡の範囲に整備することが適当と考えます。

(理由)

- ▶ 仮設庁舎を必要としない整備計画とすること
- ▶ 文化振興拠点の整備にあたっての土地利用を考慮する必要があること

3 支所及び行政サービスセンターの機能について

六合・初倉・金谷・川根の各生活圏で受けられる行政サービスの維持を前提とします。

(理由)

- ▶ 市民の利便性の確保を図る必要があること
- ▶ 本庁舎への来客の集中を緩和すること

【参考】旧金谷庁舎について

旧金谷庁舎の建物は庁舎機能の再編に伴い、本庁舎の整備に連動して解体する予定です。

4 本庁舎が備えるべき機能について

本庁舎が備えるべき機能を以下のとおり整理しました。

(1) 面積要件

行政サービスを提供する上で十分な床面積を確保することとします。

(理由)

- ▶ 効率的な行政運営を進めるため行政の事務所機能は極力集約を図る必要があること
※支所に対する本庁機能は集約する。
- ▶ 市民から見て市役所でほとんどの用事が済ませられることで利便性が向上すること
- ▶ 待合、通路等にはゆとりを持たせたいこと (アメニティ、非常時の安全対策)

一方で、床面積が拡大すれば整備コストの上昇を招くことから、床面積を抑制する視点からの検討も必要となります。

- ▶ 効率的なスペース利用（会議室、議会機能の諸室の多目的化）
- ▶ 文書の削減（電子化による新規発生抑制、保管ルールの見直し（保存年限見直し、マイクロフィルム化等））

(2) 災害時の業務継続

大規模災害発生時においても通常業務の継続が図られ、かつ災害対応・復旧拠点としての機能を果たせる機能を確保することとします。

- ▶ 耐震性能の充実
- ▶ 耐火性能の充実
- ▶ 水害への対応
- ▶ 非常用電源、飲料水、業務用水の確保

(3) 高度情報化・情報セキュリティへの対応

情報通信技術の進歩に対応し、業務の効率化、省力化を実現するため、基盤となる環境を整備します。また、コンピュータネットワークの情報セキュリティのみならず、勤務時間内・時間外ともに職員と来庁者の動線・立入区分を明確にし、機密書類等の情報セキュリティを保つ構造、設備を取り入れることとします。

- ▶ コンピュータサーバの配置（クラウド化の検討）
- ▶ LAN配線、電話配線、電気配線のフリー化
- ▶ グリルシャッター（細いパイプを水平方向に格子状に組んだシャッター）等による夜間立入制限

(4) 環境への配慮

環境負荷及び施設のライフサイクルコスト低減を図るための施設計画とします。

- ▶ 省エネルギー技術の採用
- ▶ 再生可能エネルギーの導入
- ▶ ゼロエネルギーの検討

5 考慮すべき事項

- ▶ 市民が訪れやすい市役所
駐車場の確保、動線・効果的なサイン、プライバシーの確保
- ▶ 市民協働の拠点のあり方
おおりりから移転する庁舎機能のスペース、「歩歩路」の会議室スペース
- ▶ 将来の変化への対応
人口減少、住民ニーズの変化、テクノロジーの進歩
- ▶ 市民ワークショップ、市民アンケートにおける意見の反映
集約を図ることについては、逆に分散を支持する意見も多かった
付加的な機能の導入（収益施設、イベント会場、シンボリックな外観等）